

福島県市町村合併支援プラン

平成15年1月 7日策定
平成16年6月18日一部改定
平成17年4月 1日一部改定
平成18年3月31日一部改定
平成19年4月 1日一部改定
平成20年4月 1日一部改定
平成21年4月 1日一部改定

1 策定の趣旨

県は、合併市町村又は市町村合併についての自主的・主体的な検討の結果合併しようとする市町村若しくは合併に向けての協議を行う市町村に対して、その求めに応じて支援することとし、その支援策を福島県市町村合併支援プランとして取りまとめた。

2 支援対象

以下を対象とする。

市町村の合併の特例に関する法律第3条及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条に基づく合併協議会（以下「法定合併協議会」という。）又はその構成市町村

法定合併協議会に準ずる任意の合併協議会（以下「任意合併協議会」という。）又はその構成市町村

合併重点支援地域に指定された市町村若しくは平成22年3月31日以前の日を合併期日とする廃置分合申請を行った市町村又は平成22年3月31日までに合併した市町村

近隣市町村の市町村合併に関連して課題が生ずる市町村

3 支援の考え方

県が支援を行う場合の基本的考え方は、以下のとおりである。

合併市町村及び合併しようとしている市町村では、新たなまちづくりなど、数々の困難が予想されることから、これに対してできる限りの支援を行う。

市町村建設計画及び合併市町村基本計画の作成及び変更の際に於ける事業の協議に当たっては、その計画期間を踏まえつつ、関係市町村の意向に可能な限り配慮する。

一部事務組合等による広域行政に市町村合併が与える影響についても配慮する。市町村からの要請を踏まえて、今後順次、支援策の充実を図る。

4 支援策の内容

各項目の末尾の番号は、2の支援対象の別に従い、各支援策の対象を示したものである。

(1) 合併協議に対する支援

ア. 合併協議会への参画（ 、 ）

法定合併協議会又は任意合併協議会が設置され、その円滑な運営を図るため、県職員の委員としての参画について要請があり、その必要が認められる場合には、県職員を委員として参画させる。

イ. 法定合併協議会事務局への人的支援（ ）

法定合併協議会が設置され、関係市町村の調整等を通じてその円滑な運営を図るため、県からの人的支援について要請があり、その必要があると認められる場合には、県職員により当該協議会事務局の事務を支援する。

ウ. 合併協議会の運営経費等への助成（ 、 ）

法定合併協議会又は任意合併協議会の運営が円滑に行われるよう、その調査検討や運営等に要する経費に対して助成を行う（広域行政体制整備推進事業交付金）。

(2) 人的支援

ア. 合併後の市町村への職員の派遣（ ）

町村の合併により新たに設置される市の生活保護業務の円滑な実施を図るため、関係町村から要請があり、その必要があると認められる場合には、合併後の市に、指導監督を行う所員等として職員を派遣する。

また、合併後の市町村の学校教育の指導体制の確保のため、関係市町村から要請があり、その必要があると認められる場合には、市町村教育委員会に指導主事を派遣する。

なお、合併に伴い新たに生じるその他の行政課題への対応のため、関係市町村から要請があった場合は、合併後の市町村への職員の派遣について検討する。

イ. 市町村職員の研修目的での受け入れ（ ）

合併関係市町村又は合併市町村から、合併を契機にその行政能力を向上させるために、その職員を県において実務研修させることを要請され、必要があると認められる場合には、これを受け入れる。

(3) 行政体制整備のための支援

ア. 市制施行に伴う業務の円滑実施のための支援（ ）

市制施行に伴い新たに実施することとなる業務が円滑に実施されるよう、事務引き継ぎ、事務運営に当たって必要な職員の研修や助言を行う。

(4) 財政的支援

ア.市町村振興基金の合併市町村特別事業（ ）

合併市町村、合併重点支援地域に指定された市町村及び廃置分合申請を行った市町村が行う建設事業に対する充当率の嵩上げ(95%)、優先貸付を行う。

イ.市町村振興基金の貸付条件に係る経過措置設定（ ）

準過疎地域振興枠の借入対象団体であった市町村が合併により対象外となった場合でも、合併前の対象地域内で行われる建設事業については、一定期間、従前の貸付条件を適用する。

ウ.合併市町村支援交付金（ ）

合併市町村又は廃置分合申請後の合併関係市町村が市町村合併を契機として行う、地域の特性を生かした新しいまちづくりに資する事業に対して交付金を交付する。

エ.国民健康保険広域化等支援基金（ ）

市町村の合併を含む国民健康保険事業の運営の広域化を支援するため、保険税（国民健康保険税）の平準化を行うための無利子貸付や、広域化の立ち上げに必要な費用に充てるための交付事業を行う。

(5) 国庫補助事業等の活用（ ）

市町村合併が当該地域に及ぼす影響や課題の発生に対応するに当たって、国の支援プランに掲げる補助事業等の活用を図る。

(6) 市町村合併支援道路整備事業（ ）

合併市町村の速やかな一体化に資するため、市町村合併支援道路整備計画を策定し、県管理道路の整備を促進する。

(7) その他の支援

ア.一部事務組合等の広域組織の構成市町村の変更に当たっての助言等（ 、 ）

イ.県の各種広域計画における圏域の見直し（ 、 ）

市町村合併後の状況に応じて、県の各種広域計画における圏域の見直しについて配慮する。

ウ.町の要件の見直し（ ）

町を含む合併により新設された団体の人口が従来条例の定める町の要件を満たさない場合にも、町となることができるよう、県条例で定める町の要件の見直しを実施。

エ.ふくしま県市町村共同電子申請システムの運用（ 、 ）

合併を選択した市町村及び選択しない市町村双方について効率的かつ高度な行政サービスを提供できるよう、電子自治体化の推進に当たって必要となる電子申請汎用受付システムを県と市町村共同で運用する。

オ. 移動図書館巡回事業（ ）

図書館未設置町村を対象地域としている県立図書館の移動図書館巡回事業について、図書館未設置町村が図書館設置市町村と合併した場合に、合併市町村からの申請に応じて、合併年度の次年度まで継続実施する。

カ. 埋蔵文化財の保護充実（ ）

埋蔵文化財の発掘は、複数市町村にまたがる大規模事業に伴うものについては県教育委員会が、単独市町村内の事業に伴うものについては当該市町村教育委員会が行ってきたところ、合併市町村については、当分の間、当該市町村教育委員会の調査体制を勘案し、県教育委員会が必要と認める場合は、発掘調査を実施する。

キ. 市町村の区域をその区域とする公共的団体の統合等についての調整等

(ア) 公共的団体の合併に向けての活動の調整、助言等（ ）

市町村の区域をその区域とする公共的団体（社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会等）について、市町村が合併した場合に当該団体の合併等が円滑に行われるよう、関係団体間の調整、助言等を行う。

(イ) 高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター事業費補助金）（ ）

シルバー人材センターの合併を支援するため、合併により広域化したシルバー人材センターについて、一定期間その運営経費の補助を行う。

(ウ) 小規模事業経営支援事業費補助金（ 、 ）

広域指導体制推進や合併を含む広域ビジョン策定等、商工会等による具体的な事業計画策定経費を補助する。

5 支援体制

(1) 広域行政推進連絡会議

広域行政推進連絡会議は、2の支援対象に対する支援策の総合調整を行う。

(2) 地方連絡会議

地方振興局に地方連絡会議を設置し、2の支援対象に対する相談体制を整備する。

(3) 相談窓口

地方振興局企画商工部及び総務部市町村行政課は、合併協議会等が具体的な検討を行うに当たっての窓口となる。